

平成28年度第5回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年8月9日(火)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		15時00分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	欠席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	16番	白川 透		17番	市川 春樹	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝					
傍聴人	なし					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
協議事項	(1) 農地パトロール出発式について (2) 農地パトロール班編成について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書
その他	(1) 遊休農地税制改正について (2) 農業者年金推進加入者リストアップのお願い (3) 平成28年度第6回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成28年度第5回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は1番 庄倉委員が欠席です。委員数18名中17名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～ 省略 ～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書	議長	議事録署名委員： 16番 白川 透 17番 市川 春樹

記の指名		書記： 田邊 操枝
4. 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	議事に入ります。 『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第 1 条の 2 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m ² 合計：田 1 筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考： 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件 番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：田 m ² 登記：田 現況：田 m ² 登記：田 現況：田 m ² 登記：田 現況：田 m ² 合計：田 4 筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考：【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件 (補足説明)1 番、2 番共に売買価格は同額で、10 a 当り 円です。
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議無し。
議 長	異議なしと認め『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。	
議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による	議 長	『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	議案第 2 号

		旧道があった所です。道路に挟まれた場所で問題ないと判断しました。
	議 長	番号2につきまして質疑を受けます。
	白川委員	農業施設等は建っていますか。現在はどのような状況ですか。
	局長補佐	追加資料を見て頂きますと、中ほどに申請建物とあります。ここには現在は農業用施設が建っています。この度、この農業用施設を改修して住宅にされます。
	白川委員	分かりました。
	議 長	他にございませんか。
		(質問・意見なし)。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第3号 非農地証明書の 交付について	議 長	『議案第3号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第3号 非農地証明書の交付について 下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明をします。
	局長補佐	【 議案第3号朗読及び説明 (議案書5頁) 】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：雑種地 m ² 合計：畑 1筆 m ² 申請人： 事由：昭和30年頃までは畑地であったが、昭和30年頃に、小学校の運動場整備のため真砂土が必要となり、申請地付近を削った。それ以来、農地として利用していない。 備考：・カシ(広葉樹)の胸高直径より、20年以上の生育を確認。 ・近隣居住者により確認。 (補足説明) 昭和51年の航空写真も確認しました。昭和30年に削られたままで、51年の航空写真でも更地のままであることを確認しました。農振農用地除外地です。
	議 長	議案第3号につきましても現地調査を行っています。岡田委員より報告をお願いします。
	岡田委員	現地調査資料の12ページで説明します。申請地、その下の と の間に上に向かって道とあります。これは昔農地であった時に利用されていた農道であったと思われます。当初は申請地の黒枠で囲ってある部分までの高さであったと推測されます。昭和30年頃に、ここの真砂泥を取ったということで、黒枠の北側、東側に、垂直に取るのは難しいので残土が多少あります。この残土に先ほど説明のあったカシノ木、雑木が目通り胸高30数cm、それだけ大きな木が生えています。昭和30年頃から今日ということで60年か50年かは定かではありませんが、20年以上は経過し

		さんが借りなおされるための申請です。 この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議 長	質疑に入ります。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決決定致しました。
5. 協議事項 (1) 農地パトロール出発式について	議 長	協議事項に入ります。 『(1)農地パトロール出発式について』説明を願います。
	課長補佐	農地パトロールの出発式ですが、本年度は平成 28 年 9 月 1 日 (木) の 9 時 30 分より、役場法勝寺庁舎前ということで提案をさせていただきます。
	議 長	事務局案で決定してもご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	関係機関に関しましては事務局より通知をお願いします。
6. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	議 長	次の議題は『(2)農地パトロール班編成について』ですが、報告事項『(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』の報告を先に上程し、休憩の後に上程します。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』 朗読 (議案書 11 頁)】
	議 長	質疑を受けます。
	市川委員	先ほど審議しました利用権設定の関連だと思いますが、番地と面積が違います。
	課長補佐	申し訳ありません。報告事項の地番を 番に、面積 を m ² に訂正をお願いします。
	議 長	他にございませんか。
		(質問、意見なし)
	議 長	ないようですので、『(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』の報告を終わります。 『(2)農地パトロール班編成について』ですが、従来は議長が班長を指名しておりました。これからは税制が変わり遊休農地に関して 1.8 倍もの課税がされることになり、皆様の責任も重くなりました。今回は皆様で話し合っただけの方が良いと思います。これより休憩に入りますので、その間に各地区で集まって頂き、班長さんやパトロール実施日を決めて下さい。
	(休憩 14:16 ~ 14:25)	
(2) 農地パトロール班編成について	議 長	再開します。 『(2)農地パトロール班編成について』上程します。皆様の責任に於いて班長を選出されたと思います。苦情等も出てくるようになると思います。その際はその対応もして頂くこととなります。出来ない場合は事務局や私で対応をしますが、皆様の責任の元決められたと思いますのでよろしくお願い致します。班長さんと、決まっておりましたらパトロールの日程報告もお願いします。
	種委員	天津地区は、本日、庄倉委員が欠席のため協議できませんでしたが、27 年度と同じ体制で庄倉委員が班長、種はじめ全員で補佐する形でいくことで一致しました。実施時期については班長が欠席のため後日報告しま

		す。
	作野委員	大国地区の班長は作野です。実施日は9月1日(木)の15時からを予定しています。
	松川委員	法勝寺地区は松川が任にあたります。
	議長	上長田地区は1名ですので秦野委員にお願いします。
	秦野委員	はい。実施日は後日報告します。
	議長	東長田地区は井上雅夫委員にお願いします。
	井上雅夫委員	昨年と同じく9月30日(金)で予定したいと思います。時間は、また連絡します。
	市川委員	手間地区は私が引き続き班長です。実施日は昨年同様に10月20日前後を予定していますが、決まりましたら報告します。
	白川委員	賀野地区は私が引き続き班長です。実施日は手間地区と同様に10月20日前後を予定していますが、決まり次第報告します。
	議長	各機関への連絡もありますので、日程が決まりましたら、なるべく早く事務局へ報告をお願いします。
	局長補佐	<p>昨年の遊休農地パトロールの結果をまとめたものをファイルにして各委員さんにお配りしています。今年も8月から11月の間に農地を回ります。8月中は自主的にお願いします。</p> <p>それから、9月1日の出発式の後には報道の方等々と一緒に回る地区ですが、今年は法勝寺地区をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
	議長	出発式後のパトロールは法勝寺地区でお願いします。
7. その他 (1) 農業者年金加入推進対象者リストアップのお願い。	議長	『(1)農業者年金加入推進対象者リストアップのお願い。』について説明をお願いします。
	課長補佐	<p>お手元に資料を配っております。毎年お願いしておりますが、本年度も農業者年金加入推進の対象に該当される方がおられましたらリストとして提出をお願いします。資料の1ページに鳥取県における本年度の取り組みについての内容が記載されています。2ページは加入者目標で、南部町では本年度は2名、2年間で4名となっています。隣のページは、昨年皆様から頂きました情報を基に作成しました27年度加入推進対象者リストです。12名の方がリストに上がっていました。その内、6名の推進を行い、一番右の欄に推進内容と結果を載せていますのでご確認ください。また、平成28年度推進加入対象者のリストアップのお願いという1枚物に加入条件等を載せています。お近くや、お知り合い等に条件にあてはまるだろうと思われる方がおられましたら、この用紙に記入の上、9月の総会までに提出をお願いします。皆様から頂きました情報により28年度の推進加入対象者リストを作成し、このリストを基に推進活動を行います。対象者が少ない中、毎年、皆様にはご苦勞をおかけしていますが、よろしくお願い致します。</p>
	議長	皆様、ご協力をお願い致します。
第6回農業員会総会の日程について	議長	平成28年度第6回南部町農業委員会総会は、平成28年9月7日(水)に開催致します。
(2) 遊休農地税制改正につ	議長	『遊休農地税制改正について』、亀尾補佐を講師として研修の形で行います。

いて	課長補佐	<p>お配りしています資料の“ストップ遊休農地”に沿って説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">【“ストップ遊休農地” 朗読および補足説明】</p> <p>一番のポイントは、⑤ページにQ&A載っています。</p> <p>[Q遊休農地にしていると税金が高くなるの？ A (朗読)] これが基本的な説明です。重複しますが、</p> <p>[②ページ 遊休農地対策(法的措置)(朗読)]</p> <p>平成26年度より遊休農地対策が強化されて、29年度から課税が強化される制度です。運用については、これから皆さんとの話になると思います。昨年、南部町でも農地パトロールを行い、調査内容を記載したファイルを事務局に提出して頂きました。それを事務局でまとめたものについて、今度は皆様に11月から1月にかけて利用意向調査を行って頂きました。2月の総会には最終的なデータが出てきています。ここで言う勧告というのはどの段階で出てくるかと言いますと、農地パトロールを行います。パトロールを行った段階で、昨年指導をしたけれども指導通りになっているか確認をされると思いますが、確認をして指導通りになっていなかった場合、その農地については勧告をする制度です。ただし、勧告をした後に11月、12月、1月に利用意向調査をされて、中間管理機構に貸し付けると意向を表明されたり、自らが耕作すると表明された場合は、勧告の解除を行うことができます。解除されますと課税は今まで通りです。税務課に確認をしましたら、農地の課税の基準は29年1月1日で、その後、5月1日に賦課を行って、その後通知をするということです。勧告通りにすれば、ここで1.8倍に課税されます。そのような内容がこの“ストップ遊休農地”に掲げられています。運用については、南部町の現状や、農地パトロールの状況等々を考え、ご質問や、協議が必要になってくると思いますので、本日は制度について説明をさせて頂きました。全国一斉の制度です。⑤ページのQ&Aに詳しく書いてあります。</p>
	議長	ご質問がありましたら、答えられる範囲でお答えします。
	井上雅夫 委員	遊休農地の定義ですが、この資料には、水張り、草刈、耕耘等に該当しないと書いてありますが、もう既に荒れてしまって木が生えたりしている土地に対しても、それも元に戻せということですか。
	議長	今日も非農地証明が出ていました。20年経過したと見受けられるのであれば、その方には非農地証明を出される指導をされたら良いのではと思います。山林にされれば課税も安くなります。
	井上雅夫 委員	不在地主さんが多く、誰が税金を払っておられるのかも分かりません。さかのぼると何代も前の土地が残っていて子供さん方の居場も分からない所などは、そのまま放っておくのですか。
	議長	お金はかかりますが、最終的に裁判所に申し出るということもできます。
	白川委員	所有者が農地管理機構に貸し付けると希望しても、借り手のないような農地は受けないという話を聞きました。ここには管理機構に引き受けてもらえば課税対象にならないと書いてありますが、実際、どこでも引き

		受けてくれるものなのか。
	議 長	どこでも受けておっしゃっています。3年間は維持管理します。3年経って借り手がなければ地主に返されます。
	課長補佐	ご質問も含めて、資料の⑤ページに“すべての遊休農地に勧告が行われるのですか課税が加算されるのですか”という質問に対して回答が書かれています。(回答朗読)
	白川委員	私も、この部分は読みましたが、地主が管理機構に貸し付けの意向を示しておけば課税の対象にならないということですね。機構が借りる、借りないではなく、示せば良いということですね。
	局長補佐	意向を表明するという事です。
その他	作野幹事	～ 省略 ～
8、閉 会	議 長	これにて平成28年度第5回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報をしたものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		